

佐呂間村弘報

發行所 佐呂間村役場
佐呂間村役場
電話9-29番
佐呂間村役場
佐呂間村役場
北見市三條東一丁目
印刷所 泉印
電話48番

去る九月十日の定例村議會に於て

佐呂間村 國民健康保險條例制定さる

(納税義務者)
第一條 國民健康保險税は國民健康保險の被保險者である世帯主に對し課する。

(2) 國民健康保險の被保險者である資格がない世帯主であつて當該世帯内に國民健康保險の被保險者である場合においては、當該世帯主である世帯主とみなして國民健康保險税を課する。

(税率)
第五條 國民健康保險税の税率は左の通りとする。

一、所得割 百分の四〇
二、資産割 百分の一〇
三、被保險者均等割 被保險者一人につき百分の三五
四、世帯別平等割 一世帯につき百分の一五

(課税額)
第二條 第一條の者に對して課する國民健康保險税の課税額は世帯主及びその世帯に屬する國民健康保險者につき算定した所得割額及資産割額並びに被保險者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

但し當該合算額が壹万五千元をこえる場合においては課税額は壹万五千元とする。

(所得割額)
第三條 前條の所得割額は當該年度分として納付した又は納付すべき村民税の所得割額を課税標準としてこれに第五條の税率を乗じて算定する。

(資産割額)
第四條 第二條の資産割額は當該年度分として納付した又は納付すべき村民税の所得割額を課税標準としてこれに第五條の税率を乗じて算定する。

(昭和二十六年度分の納期の特別例)
第八條 昭和二十六年度分の國民健康保險税の納期は左の通りとする。

第一期 四月一日から同月三十日まで
第二期 七月一日から同月三十一日まで
第三期 十月一日から同月三十一日まで
第四期 十一月一日から同月三十一日まで

(昭和二十六年度分の納期の特別例)
第八條 昭和二十六年度分の國民健康保險税の納期は左の通りとする。

(昭和二十六年度分の納期の特別例)
第八條 昭和二十六年度分の國民健康保險税の納期は左の通りとする。

(昭和二十六年度分の納期の特別例)
第八條 昭和二十六年度分の國民健康保險税の納期は左の通りとする。

第十條 第一條第二項の世帯主に對して課する國民健康保險税の額は第二條の課税額から左の各号に掲げる額の合計額を減額したものとす。

一、當該世帯主の均等割額
二、當該世帯主の所得割額に當該世帯に屬する被保險者(當該世帯主を含む)の数の徴収を乗じて得た額

第十一條 國民健康保險税の徴収令書は第一号様式による。

第十二條 村長は國民健康保險税の納税者のうち、災害その他特別の事情がある者について

昭和二十五年より繼續工事中の國民病院は、建築の一切が完了し一日も早く開院致したいと努力中であり、内容の整備、器具、機械の準備や醫師住宅建築等の資金の大部分は起債や補助金をもつて充當する計畫施行され、之の接ぎも終り漸次二戸は目下建築中であり、醫療器具、機械も大体購入致し院長も決定を見ましたので遅くも十月二月上旬には開院の予定であります。

國民健康保險病院 開院予定について

ありません。

このためには先ず病氣にかからぬ用心をすることです。病氣の予防と公衆衛生に注意し規則正しい日常生活を営むこととす。

二、少なくてすむ平素の用意私くし達はいつ病氣か怪我をするかわかりません。しかもこの治療は病氣や怪我のとき突然に、しかも多額のお金を調達しなければならぬので、なか／＼支拂いはゆるくないものであります。

貧乏の原因にもいろいろありますが、その三〇％一四〇％は病氣、怪我、廃疾などの身体事故のためです。

この病氣や不時の出来ごとに備え一定の掛金をするに比べてすべての人々が必要なきときはいつでも気軽に醫師の

国民健康保險の制度とは

一、私くし達の健康と幸福を守るために

体だけは達者で暮らしたい、達者で一日も長生がしてみたい人としてこの世に生を享けたいような望みをもたない方は

て、當該納税者の申請によつて三月をこえない限度においてその納期限の延長をすることができ。

(端数計算)
第十三條 國民健康保險税は國庫端数計算法施行令第三條第三項第六号の規定により、同項の地方税とする。

第十四條 この條例に定める外國民健康保險税の賦課徴収については村稅條例の定めるところによる。

附則
この條例は公布の日から施行し昭和二十六年度分の國民健康保險税から適用する。

講和記念國民健康保險振興運動について

國民待望の講和條約調印を記念し、新日本の前途にあたり、民生安定の中核たる國民健康保險事業の再建振興を期するため、相互共済の精神を強調して事業開始の促進を図り併せて社会保障制度の早期実現を期するため十月二十日から十二月二十日までの二ヶ月を國民健康保險振興運動実施期と定められました。

この期間中に部落別に懇談会等を催し私くし達のものである村の國保事業の運営に深い御理解をいたゞき事業の振興を期そうと念願するものです。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。

國民健康保險は以上のような趣旨に基いて國民の健康と公共の福祉のためにこの事業であります。本村は村の公營でありますから船員が社会保険等に加入している方を除き全員加入の義務があります。従つて保険料も村税として賦課いたしました他の税と同様納入の義務があります。



講和を迎えて

助役

大荒れに荒れるものと思われたサンフランシスコ会議は案外呆気なく幕を閉じた。九月八日予定の如く日本を含む四ヶ国全権の調印が行われた。これで戦後最大の国際会議にピリオドが打たれた。

参加国五ヶ国のうち調印を拒否したのはソ連外二ヶ国で、残りの諸国はみな世界の恒久平和の礎石としての、この條約の趣旨に賛成し特にセイロン代表の如きは、敗戦日本に對し変りない友情と敬愛の念をひききし居る並に我が全権を深く感動させた

と報じている。

兎も角も晴れて日の丸の国旗が迎えることが出来ましよう。

共同募金運動はなぜ必要なのか

一体生物は孤獨では生存出来ないのである。

それは人間もまた、獨りぼつちで生活することは出来ません。人間の営む社会生活というものは、お互いのために働き合ひ、それが自分の身に反つてくる。これを本當の自分だからで、他人を押し除けて自分だけが幸福になれるものでありません。そんなことをお互いがしあつたら社会生活の秩序が失われてしまいます。

社会生活はお互いの立場を尊重し合ひたすけ合ひすることを原則とします。しかし、世の中にはいろいろの事情や運不運のため、どうしても特別に他から助けて貰わなければ、人のために働くことの出来ないような立場に追込まれる場合も起きてきます。その人がやがて働くこと

消防団功勞者表彰

佐呂間村第一分團、第二分團秋季消防演習が第一分團は十月三十日実施し第二分團は十一月六日実施される。その際表彰者として次の團員が夫々表彰状、感謝状が授與され又授與されることになつてゐる。

北海道知事よりの勳績表彰團員

第一分團	菊池 周藏	岸 本茂
第二分團	井上 光雄	廣瀬 一郎
第三分團	林 貞夫	片田 清一
第四分團	齊藤 金吉	部田 好彦
第五分團	林 俊雄	向井 薫
第六分團	佐藤 政義	杉谷 保正
第七分團	岩館 義男	壬生 武夫
第八分團	木村安次郎	
第九分團	北海消防協會長よりの表彰團員	
第一分團	窪内 喜義	山本長太郎
第二分團	田子 清一	林 葆
第三分團	林 貞夫	片田 清一

結核予防法について

国民病といわれる我が國の結核が諸種の対策が実を結び遂時減少の途をたどりつゝあります。依然として國民の死因の一位を占め、國民の福祉の増進、公衆衛生の向上に於て一大障礙をなしている実情であります。

これが對策の強化を図るため、結核の療養と結核患者に對する適正な医療を普及する目的を以て昭和二十六年四月新結核療養法の公布を見るに至り、又十月には医療の公費負擔が施行せられ患者に對し一定の醫療費についてはその半額が公費で補助されるようになりましたので、以下そのあらましをお知らせ致します。

齊藤 金吉	大塚 勝男
部田 好彦	
佐呂間村長よりの表彰團員	
第一分團	佐呂間村長よりの感謝團員
第二分團	杉谷 安弘
第三分團	部田 好彦
第四分團	谷口 徳一
第五分團	佐呂間村長よりの感謝團員
第六分團	一戸 佐吉
第七分團	茂木 利男
第八分團	氷室 文博
第九分團	吉田 喜重
第十分團	廣瀬 一郎
第十一分團	大家 春雪
第十二分團	富田 弘
第十三分團	田中 好幸
第十四分團	片岡 清弘
第十五分團	本田 武十代
第十六分團	岸 喜一
第十七分團	今泉 武吉
第十八分團	岸 喜一
第十九分團	今泉 武吉

(一) 医療の公私負擔について
イ、患者の申請手續
結核患者が医療を受けるために必要とする費用の公費補助を受けようとする時は、患者又は保護者が指定医療機関の醫師の診断書、エックス線直接撮影寫眞を添へ遠輕保健所へ申請書を提出する。

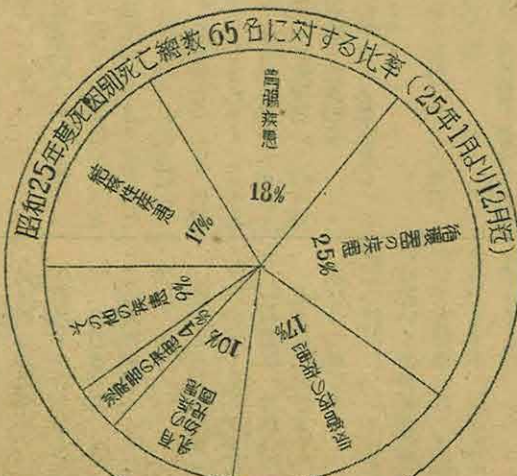
ロ、公費負擔を受ける病名
肺結核(肺結核に伴う腸、喉頭、氣管支結核を含む)粟粒結核及び結核性腦膜炎に對し次の通りその單價の二分の一が補助されます。

- 一、胸部外科手術
一人當り 一、五〇〇×三、五〇〇円 五、二五〇円
 - 二、人工氣胸又は人工氣腹術
一人當り 二四〇×二〇〇円 四、八〇〇円
 - 三、ストレプトマイシン
一人當り 四〇〇×四五〇円 一八、〇〇〇円
 - 四、バス
一人當り 五〇〇×一五〇円 七、五〇〇円
- ハ、公費負擔の可否の決定
患者より提出された申請書により、遠輕保健所結核診療協議會に於て審査され、その負擔の可否が決定され本人宛直接通知があります。但し期間が六ヶ月間打切られますから再度補助を受けようとする時は再申請しなければなりません。
- ニ、社会保険の被保險者に就て

健康保險、国民健康保險等の被保險者に對しては同様の補助を受けられる事になるが、この場合指定医療機関であるといふ但し保險法に基く給付の内その醫療に要する費用の二分の一をこえる部分については前項の公費負擔は受けられない。

ホ、指定医療機関
本村に於ける指定医療機関とは佐呂間醫院(菊地醫院)であります。

以上新結核療養法第三十四條、三十五條の公費負擔について述べましたが本村に於ける昭和二十五年死亡別死因統計を見ましても、結核性疾患死者は全体の一七%の多数に亘つて居ります。尙公費補助を受けるに對して詳細は指定医療機関の醫師又は夜場衛生係迄御問合せ下さい。



納税貯蓄組合設立について

總務課

一、納税貯蓄組合法の成立経過

現在経済事情の緊迫は、公経済「官廳や役場の様な所」私経済「会社、工場、個人の様な所」を問わずに窮乏の一途を辿つてゐる事は改めて言う迄もありません。其の様な未曾有の経済事情下に於いて納税の成果を擧げる事は誠に困難な事と思われま

此の様な国内事情にあつて今度納税貯蓄組合法が公布施行になつたわけですが、

此の種の事業につきまして以前

本法は今年四月に議會を通過し

十日に公布施行になつておりま

す。其の趣旨は

二、納税貯蓄組合法の概要

(1) 納税資金を貯蓄して税の容易且つ確実な納入に役立たしめる事が目的です。

(2) 納税貯蓄組合とは、個人や法人が一定の地域か一定の職場別に組織したものであつて、納税資金を取扱う事を目的として所定の手続を経て税務署長及知事と村長に届出たものであります。

(3) 預金すべき金融機関の指定は銀行「日本銀行を除く」無盡会社、信用協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合等であります。

(4) 貯蓄の方法は原則として個人別の口座により指定された金融機関に納入するのであります。

(5) 集金の方法については組合内の実情に應じていづれの方法によつてもよい事となつております。又貯金には所得税及印紙税は課されない事になつております。

(6) 組合の設立届については組合が設立されたならば必ず届出をしなければなりません。届出は補助金であるとか證明書発行や金融機関との連絡の關係上必要なのです。

(7) 補助金については組合の運営に對して補助金が交付されます。但し納税人員三十人以上の組合となつております。

(8) 規約の届出 規約の届出については規約の届出に於いては規約の

違ひを要するところ、一匹の蛾で三

百卵も出ると云うから大変な事

になる。次は麥類であるが大麥

裸麥の班葉病これは一般に恐れ

られてないが収収が大きなもの

である。原因は土壌の養分素の

不足に基くものと解されている

堆肥及び肥料を考慮すべき

です。又種子消毒も行ふ事が大

切です。次は赤銹病、銹病は毎

年多くは発生するが本年は軟弱

に育つた処へ病菌の繁殖に好條

件であつた事、對策は傳染性が

強烈であるから耐病性品種の選

擇、施肥に注意し強剛に育てる

ことが肝要である。馬鈴薯萎縮

病、これはとみに多くなり、罹

病率が四〇―五〇%もかゝつて

いる圃場もあり、部落全体が心

掛け早期採取を行うことが肝

要です。又萎縮病は他の病害と

して、集金の方法については

組合内の実情に應じていづれ

の方法によつてもよい事とな

つております。又貯金には所

得税及印紙税は課されない事

になつております。

(5) 組合の設立届については組合

が設立されたならば必ず届出

をしなければなりません。届

出は補助金であるとか證明書

発行や金融機関との連絡の關

係上必要なのです。

(6) 補助金については組合の運営に

對して補助金が交付されます

但し納税人員三十人以上の組

合となつております。

(7) 規約の届出

規約の届出については規約の

違ひを要するところ、一匹の蛾で三

百卵も出ると云うから大変な事

になる。次は麥類であるが大麥

裸麥の班葉病これは一般に恐れ

られてないが収収が大きなもの

である。原因は土壌の養分素の

不足に基くものと解されている

堆肥及び肥料を考慮すべき

です。又種子消毒も行ふ事が大

切です。次は赤銹病、銹病は毎

年多くは発生するが本年は軟弱

に育つた処へ病菌の繁殖に好條

件であつた事、對策は傳染性が

強烈であるから耐病性品種の選

擇、施肥に注意し強剛に育てる

ことが肝要である。馬鈴薯萎縮

病、これはとみに多くなり、罹

病害虫防除第一主義を

佐呂間村農業改良普及員 大久保竹士

生存在、六斗式ボルドウ合劑を

撒布して菌に藥劑の附着してよ

り十二時間も死滅しないやうで

ある。對策として、罹病稻は舍

外に置かず必ず室内に置く様に

扱て本年の状況を振り返ると病害

虫を一番思い出される農業は天

地、人、是れ一致しなければなら

ない仕事である。作物の生育

中どの期間も大切であるが、就

中六月より七月中旬迄の悪天候

は肥料の吸収にも生育も軟弱に

弱に育ち、天候回復をまち肥効

も増し軟弱に輪をかけた様なも

のだった。

一方急激な湿度と温度で病菌は

思う様に繁殖し蔓延した。先づ

稻について見ると稻熱病である

これは稻の病氣中最も恐るべき

ものである。菌も二、三年間ま

必要です。幼虫蛾を見付次第

に捕殺すること、一匹の蛾で三

百卵も出ると云うから大変な事

になる。次は麥類であるが大麥

裸麥の班葉病これは一般に恐れ

られてないが収収が大きなもの

である。原因は土壌の養分素の

不足に基くものと解されている

堆肥及び肥料を考慮すべき

です。又種子消毒も行ふ事が大

切です。次は赤銹病、銹病は毎

年多くは発生するが本年は軟弱

に育つた処へ病菌の繁殖に好條

件であつた事、對策は傳染性が

強烈であるから耐病性品種の選

擇、施肥に注意し強剛に育てる

ことが肝要である。馬鈴薯萎縮

病、これはとみに多くなり、罹

病率が四〇―五〇%もかゝつて

いる圃場もあり、部落全体が心

掛け早期採取を行うことが肝

要です。又萎縮病は他の病害と

して、集金の方法については

組合内の実情に應じていづれ

の方法によつてもよい事とな

つております。又貯金には所

得税及印紙税は課されない事

になつております。

(5) 組合の設立届については組合

が設立されたならば必ず届出

をしなければなりません。届

出は補助金であるとか證明書

発行や金融機関との連絡の關

係上必要なのです。

(6) 補助金については組合の運営に

對して補助金が交付されます

但し納税人員三十人以上の組

合となつております。

(7) 規約の届出

規約の届出については規約の

違ひを要するところ、一匹の蛾で三

膝本を三通を設立届と組合員

名簿に添えて村長迄提出され

ばよいのです。

(8) 組合預金通帳の表示方法

一般の貯金と組合貯金とを区

別する爲に、設立の届出がな

されずと同時に其の組合に

對して納税組合であるとの證

明書が交付されます。其の證

明書と組合員名簿を預金する

所の指定金融機関へもつてい

けば通帳「納税預金」のスタ

ンプが押される事になつてお

ります。

(9) 補助金の交付手續及限度額

(1) 交付手續

四月―九月迄の分は十月末

日迄十月―三月迄の分を四

月末日迄に申請書を村長に

提出する事になつておりま

す。

(2) 限度額

組合の必要な事務費(使用

人の給料及帳簿書類の購入

費及事務所の使用料)の範

圍でなければなりません。

三、納税貯蓄組合の設立の

手續及設立の状況につ

いて

右によつて納税貯蓄組合とはど

んなものであつてどの様な事

を行うか御判りの事と存じませ

すが設立の手續について申上げ

ます。

① 組合規約を作成すること

② 組合名簿を作成すること

③ 届出を村長になす事

④ 證明書の交付を受ける事

⑤ 證明書と名簿を添えて金融

機関に提出する事

又活動内容については

① 貯蓄すべき金銭の取まとめ

(方法は規約)

② 通帳の保管

③ 税の納付

④ 税思想の普及徹底(但し税

の對策であるとか又は政治

的行動は一切法によつて禁

止されております。)

となつております。

設立の状況については先般各部

落に於いて説明会を開催しまし

たので各部落に於いて取運中

は存じますが、知来部落が届出

を終りました。

四、今後の指導方針は

先にも申上げた通り経済事情は

益々悪化するもの、様であり、

この様な現況に於いて納税の実

績を擧げ、住民の安寧秩序を保

ち行政の飛躍的發展に資する爲

今後強力に本事業を推進せしめ

納税の完べきを計りたいと思つ

ております。

日 佐呂間村國保事業開始

日 佐呂間村國保事業開始

自八日と至十日
現金借入其の他出納、出納事

港起工式舉行に付佐藤技師參列

堂で開催
自二十一日ノ至二十五日

卷之二

[illegible]

	賣
	>
	=
	-
	二
	一

國史

佐呂間村役場機構一覽

(26.10.30現在)

敬老會について

戦後国民の道義は頗るの一途を辿り殊に民主主義のほきちがえ等により老人に對する觀念は變化し、本邦家族制度の最も美徳とされた敬老思想は次第に輕視される傾向にあり、殊に最近長男から見捨てられた、おぢい

老人の問題に至らず、社会の秩序を乱すもので、国民の風教に及ぼす影響は誠に大きいものであります。老人も若きも国民全般が新しい協同生活を目覚し、お互に人格を尊重し合い国民道徳を昂揚し、明るい家庭、住みよい社会の建設に努める様致しましょう。

又私共が現在あることは一に老人のお蔭であり、長老敬愛することは私共の務であると申しても過言でわなと信ずるものであります。而して此度、部落、青年團、婦人会の協力を得て永年社会に家庭に貢献された老人を慰め一日を楽しく過して戴くため左記の通り敬老会を開催致します。

記

一、対象者 昭和二十六年十二月末日現在で満七十才以上の者

二、開催期日及場所

開催期日	開催場所	人員	参集範圍
十月二十八日	佐呂間中学校	九三	中市、中北、中西、中東
十一月二日	知來	三二	富美、一
十一月三日	若里	一八	若里、二
十一月四日	下佐呂間	四九	下佐呂間、幌岩、一
十一月八日	仁倉	三〇	仁倉、一
	富武士	三三	富武士、浪速、一
計		二五五	

解説 漁業の協定議案

米側の「漁業協定議案」とは次の様な内容のものとして解釈されます。漁業の最高生産性、漁獲を現在以上に減らす、さらに殖やすこと。

△適宜な保存手段、漁業の繁榮を図るための保護手段。

△国際協定の二国間または多国間の合意による自発的の自衛

△国際法上の諸権利の行使を禁ずる、公海における平等の權利を認めたらうと自発的に国際法上の諸権利の行使を禁ずること、米側としては既存の国際法上の権利、慣習を改める意思はない。

△漁業「スポーツ」的のつりも含む廣範圍な意味である。

△漁業資源、漁業の対象となるものは全部含むが不必要なものまで制限する意図はない。

△漁業資源、漁業の対象となるものは全部含むが不必要なものまで制限する意図はない。

△漁業資源、漁業の対象となるものは全部含むが不必要なものまで制限する意図はない。

△漁業資源、漁業の対象となるものは全部含むが不必要なものまで制限する意図はない。



「あ」

「と」

「が」

「き」

「あ」

「と」

「が」

「き」

「あ」

「と」

「が」

「き」

「あ」

「と」

「が」

「き」